

調査審議に当たってのポイント及びスケジュールについて

1. 今後の調査会における調査審議に当たってのポイント

- (1) EUにおける規制対象物質は22物質(24物質にするかEU内で検討中)だが、IARCのクラス分類等を考慮してどの範囲を規制すべきか。
- ・ IARCのクラス分類は1～3となっており、ハザード及び情報の確かさに幅がある。
- (参考)
- IARC (International Agency for Research on Cancer)
- ・ Group 1 Carcinogenic to humans (5種類)
 - ・ Group 2A Probably carcinogenic to humans (1種類)
 - ・ Group 2B Possibly carcinogenic to humans (15種類)
 - ・ Group 3 Not classifiable as to carcinogenic to humans (3種類)
- (2) 規制対象製品の範囲は、EUの規制に準拠して、繊維及び革製品のうち、皮膚に長時間直接接触するものでよいか。
- ・ 上記のEUの考え方に近いと思われるDTTB、ディルドリンの対象家庭用品について、以下をたたき台にして議論してはどうか。
「おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物、家庭用毛糸」
- (3) 「特定芳香族アミンを含有する家庭用品の規制基準に係る調査」報告書で、リスク評価のシナリオ及び推計式を示しているが、リスク評価に当たって留意すべき点はあるか。
- (4) 各国で広く採用されているEUの試験方法を根拠に、試験方法を作成すべきか。日本国内でも試験方法を設定するに当たり、試験方法の検討を行い、バリデーションを実施すべきか。
- ・ EU準拠の試験とすることでよいか、その場合、バリデーションはEUで実施済みなので、不要ではないか。

2. 今後の検討スケジュール

- 7月6日 化学物質安全対策部会
特定芳香族アミンの家庭用品規制法における規制（案）策に係る意見交換（助言）
- 10月11日 検査機関ヒアリング（非公開）
- 11月1日以降 家庭用品安全対策調査会を複数回予定（第1回は本日）
規制する物質・製品の範囲、規制規準、試験方法について調査審議する予定
- （予定） 化学物質安全対策部会
（予定） 部会の答申を基に、パブコメ・WTO通報等の手続きを行う。